

○ 水産政策審議会議事規則の一部改正（案） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（会議の公開） 第六条 審議会の会議は公開とする。ただし、審議会が必要と認めた場合には非公開とすることができる。		（会議の公開） 第六条 審議会の会議は公開とする。ただし、<u>漁港管理者の処分に関する不服審査に係る会議など</u>、審議会が必要と認めた場合には非公開とすることができる。	
（分科会） 第十条 水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）第五条第一項に規定する資源管理分科会及び<u>漁港漁場分科会</u>の所掌事務のうち、次の表の上欄に掲げる分科会の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。		（分科会） 第十条 水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）第五条第一項に規定する資源管理分科会及び<u>漁港漁場整備分科会</u>の所掌事務のうち、次の表の上欄に掲げる分科会の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。	
名称 （略） 漁港漁場分科会	所掌事務 （略） 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項	名称 （略） 漁港漁場整備分科会	所掌事務 （略） 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項
（部会） 第十一条（略） 2 企画部会は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十条第三項及び第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）<u>、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二</u>		（部会） 第十一条（略） 2 企画部会は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十条第三項及び第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）<u>、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二</u>	

十年法律第三十八号)、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和二年法律第七十九号)第二条第六項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)の規定により審議会の権限に属させられた事項に關し調査審議するものとする。 3 前項に規定する企画部会の所掌事務のうち、水産基本法第十条第三項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二条第六項及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項については、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。 4・5 (略)	十年法律第三十八号)、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。))並びに特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和二年法律第七十九号)第二条第六項の規定により審議会の権限に属させられた事項に關し調査審議するものとする。 3 前項に規定する企画部会の所掌事務のうち、水産基本法第十条第三項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。))及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二条第六項の規定により審議会の権限に属させられた事項については、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。 4・5 (略)
---	---

附 則

この規則は、水産政策審議会議事規則第十三条の規定による水産政策審議会の議決があつたときから施行する。ただし、同規則第六条及び第十条の改正に係る規定は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律(令和五年法律第三十四号)の施行の日から施行する。

背景

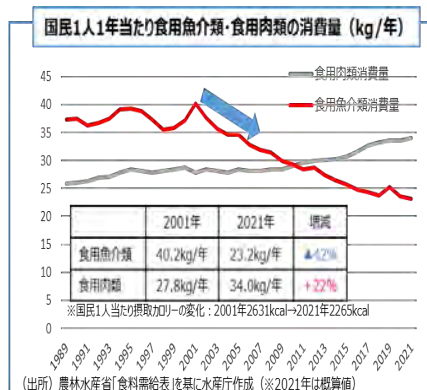
- 水産物消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等の重要な課題に対し、漁港における「海業」の推進等により、水産業の発展及び漁業地域の活性化を図り、将来にわたって国民に水産物を安定的に供給していくため、以下の対応が必要。

1. 漁港における水産物の消費増進等のための取組の推進

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その価値や魅力を活かし、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を、漁業利用との調和を図りつつ推進する仕組みを構築。

2. 漁港の機能強化

- 養殖による安定供給、輸出促進等に向けた衛生管理の高度化、販売機能の強化等の課題に対応できるよう、漁港施設を見直し。



法律の概要

漁港漁場整備法の一部改正

1. 漁港施設等活用事業制度の創設

① 法目的に「漁港の活用促進」を追加

- 目的規定に「漁港の活用促進」を追加し、法律名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とする。
- 国が定める基本方針に、漁港施設等活用事業の推進等に関する事項を追加。

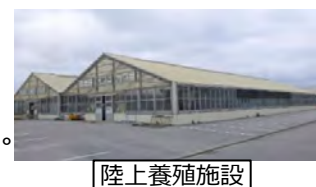
② 漁港施設等活用事業制度

- 漁港管理者は、基本方針に即して、漁港の漁業上の利用を確保するための関係者との調整等を経て、**漁港施設等活用事業**（漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業）の推進に関する計画を策定できる。
- 上記推進計画が策定された漁港において、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者に対し、事業を安定的に実施するための新たな権利・地位として、
 - ・ 行政財産である**漁港施設の貸付**（最大30年）や、
 - ・ **漁港水面施設運営権**（最大10年、更新可）の設定
 - ・ **水面等の長期占用**（最大30年）を可能とする。



2. 漁港施設の見直し等

- 防波堤、岸壁、荷さばき所等の漁港の機能を構成する「**漁港施設**」について、養殖の推進、衛生管理の高度化、販売機能の強化等に対応するため、**陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所、燃料供給施設等**を追加。
- 漁港管理者と協力して漁港の維持管理等を行う団体を指定する制度を創設。



水産業協同組合法の一部改正

- 漁業協同組合等が漁港施設等活用事業を実施する場合、組合員の労働力に係る員外利用制限の対象外とする。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

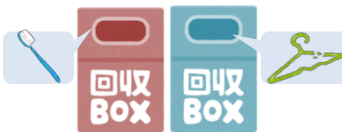
- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。	 <付け替えボトル>	
販売・提供	【使用の合理化】 ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。	 <ワンウェイプラスチックの例>	
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 ● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。 <プラスチック資源の例> ● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。	【製造・販売事業者等による自主回収】 ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  <店頭回収等を促進>	【排出事業者の排出抑制・再資源化】 ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

▼：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）に係る水産政策審議会の審議事項

【企画部会関係】

第 46 条第 5 項	多量排出事業者に対し、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な措置をとるべき旨の命令を行う際の調査審議
-------------	--

【参照条文】

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）

（勧告及び命令）

第四十六条 主務大臣は、排出事業者であって、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が政令で定める要件に該当するもの（以下「多量排出事業者」という。）のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況が第四十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、その判断の根拠を示して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2・3 （略）

4 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた多量排出事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた多量排出事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該多量排出事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（平成 13 年政令第 230 号）

（多量排出事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第十七条 法第四十六条第五項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（略）	（略）
農林水産大臣	農業、食料品製造業、清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業及び飲食店にあつては食料・農業・農村政策審議会、 <u>漁業及び水産養殖業にあつては水産政策審議会</u> 、その他の農林水産大臣の所管に属する事業にあつては産業構造審議会及び中央環境審議会
（略）	（略）

水産政策審議会公議事規則

(召集)

第一条 水産政策審議会（以下「審議会」という。）は会長が召集する。

2 審議会を召集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに審議会の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

(議長)

第二条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(会議)

第三条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第四条 審議会の会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けるものとする。

(職員の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、関係の職員を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第六条 審議会の会議は公開とする。ただし、審議会が必要と認めた場合には非公開とすることができる。

(議題)

第七条 審議会の会議においては、あらかじめ通知した事項に限って議決することができる。ただし、審議会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

(答申書の作成等)

第八条 会長は、審議会が諮問事項につき調査審議を終わったときは、答申書を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。審議会が農林水産大臣に建議するときもまた同じ。

(議事録)

第九条 会長は、次の事項を記載した審議会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、閉会の年月日・時刻
- 二 出席した委員の氏名
- 三 諮問事項
- 四 議事
- 五 議決の数
- 六 報告書
- 七 答申書
- 八 その他重要な事項

2 議事録は、農林水産省に設けられる文書窓口において縦覧に供するものとする。

3 会長は、前項の規定にかかわらず、審議会の円滑な運営を図るため必要がある場合には、同項の議事録のほか、議事要旨を作成し、審議会の議決を経て、同項の議事録に代えて縦覧に供することができる。

(分科会)

第十条 水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）第五条第一項に規定する資源管理分科会及び漁港漁場分科会の所掌事務のうち、次の表の上欄に掲げる分科会の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。

名称	所掌事項
資源管理分科会	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）（第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定により審議会の権限に属させられた事項

漁港漁場分科会

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項

2 分科会は、その調査審議の結果を審議会に報告しなければならない。

（部会）

第十一条 審議会に企画部会を置く。

2 企画部会は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十条第三項及び第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第六項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項に關し調査審議するものとする。

3 前項に規定する企画部会の所掌事務のうち、水産基本法第十条第三項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二条第六項及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項については、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。

4 分科会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

5 部会は、その調査審議の結果を審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。）に報告しなければならない。

（特別委員）

第十二条 特別委員に調査させるべき事項は、特別委員ごとに会長が定める。

2 特別委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

（規則の改正）

第十三条 この規則の改正は、審議会の議決をもって行う。

（雑則）

第十四条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に關し必要な事項は、会長が定める。

（準用規定）

第十五条 分科会及び部会については、第一条から第七条まで、第九条、第十二条第二項及び第十四条の規定を準用する。

この場合において、第一条、第二条、第五条、第九条第一項及び第三項、第十二条第二項並びに第十四条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」と、部会にあつては「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成十三年七月十一日から施行する。

2 平成十四年三月三十一日までの間、第十一条第一項に定めるもののほか、審議会に漁港漁場整備部会を置くものとする。

3 漁港漁場整備部会は、漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）附則第二条及び第三条の規定により、同法の施行前に策定することができることとされた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針及び漁港漁場整備事業に関する長期の計画に關し調査審議するものとする。

4 前項の所掌事務については、漁港漁場整備部会の議決をもって審議会の議決とする。

5 漁港漁場整備部会については、第一条から第七条まで、第九条、第十二条第二項及び第十四条の規定を準用する。

この場合において、第一条、第二条、第五条、第九条第一項及び第三項、第十二条第二項並びに第十四条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十年七月三十一日から施行する。

附 則

この規則は、水産政策審議会議事規則第十三条の規定による水産政策審議会の議決があつたときから施行する。ただし、第十条の改正規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。

附 則

この規則は、水産政策審議会議事規則第十三条の規定による水産政策審議会の議決があつたときから施行する。ただし、同規則第十一条の改正に係る規定は、特定水産動植物等の国内流通の適性化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則

この規則は、水産政策審議会議事規則第十三条の規定による水産政策審議会の議決があつたときから施行する。ただし、同規則第六条第十條の改正に係る規定は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行の日から施行する。